

## 地域未来戦略に関する関係副大臣等会議運営要領

令和7年12月22日  
地域未来戦略に関する  
関係副大臣等会議議長決定

地域未来戦略に関する関係副大臣等会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議の議事要旨を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。